

議案第 90 号

羽生市三田ヶ谷農林公園条例の一部を改正する条例

羽生市三田ヶ谷農林公園条例（平成13年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(施設等の種類及び利用)</p> <p>第3条 施設等の種類は、別表第1のとおりとし、施設等の利用日及び利用時間は、<u>別に</u>規則で定める。</p> <p>(利用の許可及び制限)</p> <p>第4条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。<u>その</u>許可を受けた事項を変更しようとするときも、<u>同様</u>とする。</p> <p>2 市長は、農林公園の施設等の利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設等を<u>毀損</u>し、又は汚損するおそれがあると認めたととき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 市長は、第1項の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付すことができる。</p> <p>(利用権の譲渡等の禁止)</p>	<p>(施設等の種類及び利用)</p> <p>第3条 施設等の種類は、別表第1のとおりとし、施設等の利用日及び利用時間は<u>別に</u>規則で定める。</p> <p>(利用の許可及び制限)</p> <p>第4条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。<u>また</u>許可を受けた事項を変更しようとするときも<u>同様</u>とする。</p> <p>2 市長は、農林公園の施設等の利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設等を<u>き損</u>し、又は汚損するおそれがあると認めたととき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 市長は、第1項の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付<u>す</u>ことができる。</p> <p>(利用権の譲渡等の禁止)</p>

第5条 前条第1項に規定する利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上特に必要があるときは、利用の許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

（1）（略）

（2）前条の規定に違反したとき。

（3）（略）

2 （略）

（使用料）

第7条 （略）

（使用料の減免）

第8条 （略）

（使用料の還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

（1）・（2）（略）

（原状回復）

第10条 利用者は、施設の利用を終了したときは、速やかに当該施設を原状に復さなければならない。第6条第1項の規定による利用の停止又は許可の取消しを受けたときも、同様とする。

（損害賠償）

第11条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設等を毀損

第5条 前条第1項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

（1）（略）

（2）第5条の規定に違反したとき。

（3）（略）

2 （略）

（管理運営の委託）

第7条 市長は、農林公園の管理運営を適当と認める法人（以下「管理受託者」という。）に委託することができる。

（使用料）

第8条 （略）

（使用料の減免）

第9条 （略）

（使用料の還付）

第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

（1）・（2）（略）

（原状回復）

第11条 利用者は、施設の利用を終了したときは、速やかに当該施設を原状に復さなければならない。また、第6条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消処分を受けたときも同様とする。

（損害賠償）

第12条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設等をき損

し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入園の禁止等)

第12条 (略)

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に、農林公園の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の手續等)

第14条 指定管理者の指定の手續等については、羽生市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年条例第28号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務(以下「指定管理業務」という。)は、次のとおりとする。

(1) 第2条の業務

(2) 施設等の使用許可に関する業務

(3) 施設等の維持管理に関する業務

(4) 使用料の徴収に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合にあつては、第4条、第6条及び第12条の規定を準用する。この場合において、第4条、第6条及び第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入園の禁止等)

第13条 (略)

(1) 関係する法令等を遵守し、適正に施設等の運営を行うこと。

(2) 施設等の維持管理を適正に行うこと。

(3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(利用料金)

第17条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に農林公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 前項に規定する場合にあっては、第7条から第9条までの規定を準用する。この場合において、第7条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市」とあるのは「指定管理者」と、第8条（見出しを含む。）中「使用料の」とあるのは「利用料金の」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料を」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て利用料金を」と、第9条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。
別表第2（第7条関係）
表（略）

(委任)

第14条 この条例で定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。
別表第2（第8条関係）
表（略）

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月25日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明